

水俣市立明水園薬剤師の業務内容について

【水俣市立明水園について】

昭和43年9月、水俣病が我が国で初めて公害病と認定され、その患者の方々の救済は大きな社会問題となっていました。

そこで医療と生活の両面からの支援を行うため、昭和47年12月に本施設が設立され、以降、水俣病認定患者の皆様の療養施設として今日に至っています。

水俣市立明水園では、医師、薬剤師、理学療法士、看護師、介護員、生活支援員等、専門の資格職を配置し総勢73人のスタッフで、定員65人の利用者の皆様の健康の維持増進、日常生活支援を行っています。



▲水俣市立明水園玄関

【水俣市立明水園における薬剤師の業務について】

○目標及び方針

利用者個々の特性、状態に応じた調剤を正確に実施すること、並びに正しい薬品情報を提供することで、適切な利用者の薬物治療に努めています。

○主な業務

- 1 処方箋に基づく調剤に関すること
- 2 注射薬の払い出しに関すること
- 3 医薬品の発注、保管、在庫管理に関すること
- 4 医薬品の情報提供に関すること
- 5 麻薬、毒劇薬及び向精神薬、血液製剤等の管理に関すること
- 6 処方箋の集計及び保管に関すること
- 7 薬局で使用する器具・備品等の管理に関すること

※薬剤師一人のみでの業務となりますが、外来診療がほぼ無いことから、利用者65人に対する処方箋の定期的な調剤が主な業務となります。



▲明水園から臨む不知火海の風景